

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和4年3月4日(金) 衆・法務委 階 猛議員(立民)

想定問 司法試験の受験資格制限による受験者の激減が判事補の
現在員の減少と欠員の増大を招き、今回の法案提出に至った
という認識は誤っているか、法務大臣の所見を問う。

〔裁判所の人事に関することについては差控え〕

- お尋ねのうち、裁判所の人事に関することについては、お答えを差し控える。

〔法曹志望者数の減少についての受け止め〕

- 一方で、現行の法曹養成制度については、①時間的・経済的負担、②当初の想定を下回る合格率、③弁護士の就職難等により志望者が減少したとの指摘があったことは事実。

〔課題に対する取組〕

- 現在、令和元年6月に成立した法曹養成制度改革法(注)の段階的な施行により、法曹になるまでの時間的・経済的負担を軽減し、かつ、予測可能性を高めることとしている。
また、法曹の魅力や幅広い分野での活躍について、積極的な情報発信にも取り組んでいる。

- 法務省としては、引き続き、関係機関等と緊密な連携を図りながら、法曹の志望につながる環境を整備し、より多くの有為な人材を確保できるよう、様々な取組を積極的に推進してまいります。

(注)「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」

具体的には、

- 法科大学院において法曹となろうとする者に必要な学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきことなどを大学の責務とすること

- 学部の早期卒業を前提とした法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化するとともに、法科大学院在学中受験資格による司法試験受験を可能とすること
 - 法科大学院の定員管理の仕組みを設け、法務大臣と文部科学大臣の相互協議規定を新設すること
- 等を内容とするものである。

法科大学院の定員管理については、平成31年度の法科大学院の入学人数である2,253人が、法科大学院の収容定員の上限として設定されている。

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線 携帯】